

内管漏えい検査委託の手引き

令和3年2月

大津市企業局

目 次

1. はじめに
2. 委託要件の基本事項
 - (1) 前提
 - (2) 基本要件
 - 1) 認定要件
 - 2) 欠格要件
 - 3) 保安水準の確保
 - 4) 自主保安業務の実施
 - 5) 再委託への対応
 - 6) 委託の取り消し等
 - (3) 定期漏えい検査の要件
 - 1) 対象範囲
 - 2) 必要資格
 - 3) 業務実績
 - 4) 関与・統制、信頼性
 - 5) 継続的な体制確保
 - 6) 効率的な運用
 - (4) 開栓時漏えい確認の要件
 - 1) 対象範囲
 - 2) 必要資格
 - 3) 業務実績
 - 4) 体制確保
 - (5) その他
 - 1) 特殊なガス設備が設置されている建物等の内管漏えい検査
 - 2) 受託するための手順・手続き
3. 手引きの開示

1. はじめに

本手引きは、大津市企業局（以下「企業局」という。）が都市ガス事業及び液化石油ガス事業における開栓時及び定期漏えい調査（以下「内管漏えい検査」という。）の保安水準及び業務の継続性を確保するため委託用件を示す。

委託用件に必要な業務の内容、及びその他必要となる事項を定め、安全で円滑に業務を行い、保安の確保や継続的な業務を行うことができる事業者の選定に資することを目的とする。

2. 委託用件の基本事項

(1) 前提

- ・企業局は、内管漏えい検査で外部委託している範囲について、保安水準を確保するため委託要件を定める。
- ・委託先はその要件を遵守すること。
- ・内管漏えい検査とは、法定業務である「定期漏えい検査」、及び自主保安業務である「開栓時漏えい確認」のことをいう。
- ・「手引き」作成にあたり保安水準を確保するため、企業局の自主的な保安の取り組みについて必要な要件を記載しており、この定めた自主保安の取り組みを委託先は実施すること。
- ・「定期漏えい検査」は、法定業務として厳格性が要求されることから、委託先は適切な業務遂行により保安水準を確保し、法定満期を遵守するため継続的に体制を確保すること。
- ・企業局が定めた「安全点検ガイドライン」を遵守すること。

(2) 基本要件

1) 認定要件

- ・取引上生じる債権の保全に十分な担保能力を有すること。
- ・継続的に委託業務を実施するに足る事業基盤を有すること。
- ・「一般社団法人日本ガス協会内管検査員」資格を有する要員を一定数（定期漏えい検査業務は概ね10名、開栓時漏えい確認については概ね20名）以上確保しており、業務に従事させ得ること。
- ・内管漏えい検査業務に必要な装備を一定数以上保有しており、業務に利用できること。
- ・大津市ガス供給区域内での内管漏えい検査業務に支障を来さない地域に事業所を有すること。

2) 欠格要件

- ・破産手続き開始の決定を受け復権を得ない者。

- ・委託の認定を取り消されてから2年を経過しない者。
- ・反社会的勢力、もしくは反社会的勢力と非難されるべき関係がある者。
- ・その他企業局が別途定める要件に該当する者。

3) 保安水準の確保

- ・委託先は、保安水準を確保するための体制を企業局の定める様式に従い、必要な項目を定期的に報告すること。変更が必要な場合は、速やかにその内容を報告すること。
- ・委託先は、企業局が定めた自主保安業務を実施すること。
- ・委託先は、企業局が定めた保安品質、CS等の諸施策に協力すること。
- ・委託先は、企業局が実施する内管漏えい検査の実施状況確認のための委託先の事業所監査を受けること。また、監査結果の指摘・改善事項等に対して、真摯に対応するよう努めること。
- ・委託先の経営者は、その受託する業務について、管理者・検査員へ保安に関する指示を行う、企業局が実施する保安教育等へ業務従事者を参加させるなど、保安意識をもって管理を行うこと。
- ・委託先の管理者は、企業局が実施する内管漏えい検査の抜き取り検査結果のフィードバックを受けた場合、その検査結果に基づき検査員に指導等を行うこと。また、その記録を報告すること。

4) 自主保安業務の実施

委託先は保安水準の確保の観点から、内管漏えい検査と併せて以下の業務を実施すること。

- ①マイコンメーターの点滅有無確認
- ②メーター復帰札の取り付け
- ③「安全アダプター」及び「ガス栓カバー」の取り付け
- ④お客さまに対する点検結果のお知らせの説明

5) 再委託への対応

- ・委託先は、あらかじめ書面により企業局の承諾を得たうえで、再委託の手続きを行うこと。
- ・委託先は、企業局と委託先との契約内容を、再委託先との契約内容に反映すること。
- ・委託先は、再委託先を管理する方法を企業局へ事前に書面にて説明すること。
- ・委託先は、定期的に再委託先の管理状況(抜き取り検査結果や指導、監査結果など)を企業局へ報告すること。

6) 委託の取り消し等

- ・企業局は、委託先の業務遂行体制・能力等が保安水準の確保に適応しないと判断した場合、委託先に不正または不信な行為が認められた場合、委託先に対しその理由を明示して委託業務の範囲を制限・停止できるものとする。

- ・企業局は、委託先が契約期間中に体制を確保できず、継続的に受託できなくなった場合、当該委託先に代わる担い手が見つかるまでの労務・費用等を当該委託先に求めることができるものとする。
- ・検査員の資格保有者に不正または不信な行為が認められた場合は、企業局は、委託先の管理者を通じて検査員に対しその理由を明示し、資格停止または取り消しできるものとする。

(3) 定期漏えい検査の要件

1) 対象範囲

対象となる業務は以下のとおりである。

- ①灯外内管の外観検査及び漏えい検査
- ②灯内内管の外観検査及び漏えい検査
- ③その他委託業務に関する指示事項

2) 必要資格

定期漏えい検査に従事する検査員は、「一般社団法人日本ガス協会 内管検査員」資格を有しており、3年間に1回の資格更新が適切に行われていること。

3) 業務実績

- ・委託先は、定期漏えい検査または開栓時漏えい確認の実績が適正な期間（概ね4年間）以上あること。
- ・検査員は、定期漏えい検査または開栓時漏えい確認の実績（ともにLPを除く）が3か月以上、又は内管検査員の資格を有する者に1か月以上同行して業務の現場教育を受けていること。

4) 関与・統制、信頼性

委託先は、以下のどちらかの要件を満たしていること。

- ・委託先は、企業局と都市ガス事業において長期的な取引があること。
- ・委託先は、企業局と関与・統制・信頼性を確保するための契約を締結し、法定周期を遵守すること。

5) 継続的な体制確保

- ・企業局は、検査数予測に基づき委託先が最適な要員数を確保できているか定期的に確認する。
- ・委託先は、業務体制、検査要員計画を定期的に企業局へ届け出ること。

6) 効率的な運用

- ・企業局は、面的などによる確実かつ効率的な周期管理を行う。
- ・委託先は、企業局が運用している面的などによる確実かつ効率的な運用を遵守すること。
- ・委託先は、お客さまの開閉栓状況に関わらず、委託契約期間中は、企業局が定めた

方法により法定周期を管理すること。

- ・委託先は、企業局が指定する仕様書等での様式や貸与するシステムや携帯端末などを活用し検査業務を管理すること。

(4) 開栓時漏えい確認の要件

1) 対象範囲

①訪問及びお客さまの確認

- ・該当するお客さま（本人または代理人）であることを確認し、開栓の立会時に保安上の周知を確実に行う。

②灯外及び灯内内管の外観及び漏えい有無の確認

③ガスメーターの状況の確認

- ・適正なガスメーターが設置されているか確認する。
- ・マイコンメーターの起動操作を行い、ガスを使用できる状態にするとともに、立会者にマイコンメーターの機能と復帰方法等を説明し、マイコンメーターの正しい理解とトラブルの防止に努める。

④点火確認

- ・点火により、ガスの置換と供給状態を確認する。

2) 必要資格

開栓業務に従事する調査員は「一般社団法人日本ガス協会 内管資格員」資格を有しており、3年間に1回の資格更新が適切に行われていること。

3) 業務実績

- ・委託先は、開栓時漏えい確認または内管工事の実績が適正な期間（概ね1年）以上あること。
- ・検査員は、定期漏えい検査または開栓時漏えい確認の実績が、3か月以上または「内管検査員」の資格を有する者に1か月以上同行して業務の現場教育を受けていること。

4) 体制確保

- ・委託先は、開閉栓の繁忙期（引越しの多い時期）においても、対応できる体制を確保すること。
- ・委託先は、連続する休日（ゴールデンウィーク、お盆、年末年始など）においても、一定の業務体制を確保すること。

(5) その他

1) 特殊なガス設備が設置されている建物等の内管漏えい検査

- ・委託先は、特定地下室等の場合、委託先が定期漏えい検査時に地下区分設定の確認ができること。

- ・委託先は、内管図面等により配管系統を確認し、検査範囲を適切に把握できること。
- ・委託先は、定期漏えい検査時に特殊設備（ガス遮断装置など）の作動確認ができること。

2) 受託するための手順・手続き

- ・大津市では、原則一般競争入札にて委託先を決定しており、手順及び手続きについては入札公告にて公表する。

【相談窓口】

○定期漏えい検査

大津市企業局 維持管理課

TEL：077-528-2610 FAX：077-525-1608

E-mail：otsu2835@city.otsu.lg.jp

○開栓時漏えい確認

大津市企業局 料金収納課

TEL：077-528-2014 FAX：077-521-8085

E-mail：otsu2802@city.otsu.lg.jp

3 手引きの開示

企業局は、本書「内管漏えい検査委託の手引き」や問い合わせ窓口をホームページ等で開示する。